

# 近江八幡市空家等対策の推進に関する条例（概要）

## 背景

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化に伴い、全国的に空家等が増加しています。このような空家等の中には、適切に管理できていない空家等があり、それらが防災、衛生、景観等、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしています。

本市も例外ではないことから、本条例において基本理念をはじめ必要な事項を定め、空家等に関する対策を講ずることとしています。

## 趣旨（第1条）

・空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進め、市民等の安全で安心な生活環境を確保し、魅力ある地域社会の実現に寄与するため、基本理念をはじめ所有者の責務等、必要事項を定める。

## 定義（第2条）

・市民等  
・空家等対策の推進に関する特別措置法において使用される用語の例による。

## 基本理念（第3条）

・空家等の発生予防、活用及び適正管理並びに跡地利用について、地域コミュニティの活性化を図る観点から、空家等の所有者等はもとより、市、市民等が協働で取り組む。

## 空家等の所有者等の責務（第4条）

・自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。

## 市の責務（第5条）

・空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

## 市民等の責務（第6条）

・市が実施する空家等に関する対策への協力及び、空家等の情報提供をするよう努める。

## 立入調査等（第7条）

・適切な管理が行われていない空家等の調査を行う際、所有者等に事前に通知した上で、職員等は敷地内に立ち入ることができる。  
・立入調査を行う職員等は、証明書を携帯し、請求があったときは提示しなければならない。

## 空家等の有効活用（第8条）

・空家等の所有者等は空家等の有効活用に努める。  
・市、市民等は空家等の所有者等と協働で有効活用に努める。

## 助言・指導等に係る手続き（第9条）

・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの助言若しくは指導、勧告又は命令する場合に必要があれば、次条の審議会の意見を聴くものとする。

## 審議会の設置（第10条）

・審議会を設置し、公平性、客観性を確保し、特定空家等に対する措置等に関し、必要な事項を調査、審議する。

## 緊急安全措置（第11条）

・空家等が危険な状態にあり、人の生命、身体、財産に被害が及ぶことが明らかであると認めるとき、当該空家等の所有者等の同意を得て、必要最低限の措置を講ずることができる。

## 委任（第12条）

・本条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。